

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	37	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外投資家（非居住者及び外国法人）が受領する振替社債等（社債的受益権を含む。以下同じ。）の利子等に係る非課税制度</p> <p>・ 特例措置の内容 現行の海外投資家が受領する振替社債等の利子等に係る非課税制度の期限（平成25年3月31日）を撤廃し、恒久的な制度とすること。</p>		
関係条文	租税特別措置法第5条の3、第41条の13、第67条の17、地方税法第32条第2項、第313条第2項		
減収見込額	(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 海外投資家の社債等に係る市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や独立行政法人、JRIの資金調達の円滑化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 現行の利子非課税制度導入により、日本国内発行の社債等に投資する海外投資家は徐々に増加したものの、時限的措置であり期限切れ後の取扱いが不透明であることから、投資金額や保有割合において未だ発展途上といえる。一方、海外投資家が受ける社債等利子が原則非課税である先進諸外国では、海外投資家の保有割合が大きく、また、恒久的に非課税措置済みの我が国の国債についても、海外投資家の保有割合が7%を超えている。海外投資家保有の社債等の利子非課税制度が時限的なものにとどまっている現状が、日本国内発行の社債等の国際競争力を損なっていることは明白であり、かつ、このことは個々の発行体によるIR活動その他の施策で対応できる性質のものではなく、恒久化による制度的な解決が不可欠である。そのような解決がなされないままでは、国際的な市場間競争が一層激化する中で、世界の投資資金はより整備された市場へと流れてしまい、我が国の企業の資金調達に悪影響を及ぼすおそれも否定できない。一方、我が国の社債等市場の活発化という観点からも、厚みのある投資家層を形成し、セカンダリー市場での取引の増大、流動性の確保、価格形成機能の強化等が求められるところ、そのような投資家層の一翼を担うものとして、海外投資家を呼び込むことは不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	37—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 29 道路交通の円滑化を推進する</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>① 海外投資家の社債等に係る市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や独立行政法人等の資金調達の円滑化が図られること。</p> <p>② 不動産証券化実績累計総額を平成28年度に75兆円にすることを達成目標とする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	<p>① 振替社債等の海外投資家の保有残高（新株予約権付社債を除く。）は、平成22年6月30日時点ではわずか560億円であったのが、同年12月31日には6204億円まで急速に増加し、その後も5000億円を上回って推移している。振替新株予約権付社債についても、平成22年12月31日時点での残高が865億円であったのを皮切りに、その後1000億円を上回って推移している。</p> <p>② 平成23年度末で不動産証券化実績累計総額は51兆円。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>現行の時限的な利子非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている（平成24年6月30日現在で101社325銘柄4,288億円及び資産担保証券12銘柄825億円並びに新株予約権付社債8銘柄1457億円）ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本制度の恒久化により、海外投資家による振替社債等の保有残高が増加すれば、我が国の発行体が発行する債券の投資家層の厚みが増す。潜在的な投資家層が増加すれば、債券取引もそれに伴い活発化し、流動性も増大して、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能も向上し、より効率的な市場の実現に資することとなる。また、投資家層の厚みが増せば、資金調達に係る需給が逼迫する可能性も減少し、不当に不利な発行条件での発行や、他社の大規模資金調達が予想される場合の駆け込み発行もなされなくなり、独立行政法人等の安定した資金調達に寄与する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性	<p>従前我が国の社債等市場に海外投資家が参加してこなかった主な理由は、投資家の居住国での課税前の利回りを低下させることとなる、源泉国たる我が国での利子への課税であり、これが存在する限り、国内発行社債等の海外での販促活動等の施策も奏功し難い。従って、海外投資家を我が国の社債等市場に呼び込むには、現行の時限的な非課税制度を恒久化することが最適な策であり、かつ他の全ての施策の前提となるものであって、妥当である。また、先進諸外国では海外投資家の受ける社債等の利子は原則非課税であり、我が国が海外投資家にのみ振替社債等の利子を非課税としても、それは「債券の利子は投資家の居住国にて課税する。」との潮流に合わせるに過ぎず、何ら課税の公平を損なうものではなく、むしろ海外投資家が我が国と居住国で二重に課税される可能性を排除し、内外の無差別取扱いの実現に資するものであって、妥当である。非課税制度の適用者の数については、そもそも適用の可能性があるのが、普通社債等を公募することができる信用力の高い発行体に限られており、単純に絶対数のみから適用実績が少ないと判断すべきではない。</p> <p>また、現状においては時限的措置であることから、海外投資家側で国内発行社債等の投資の前提となる調査、分析に多くの人的、物的資源を投入できず、そのため、信用力の高い発行体の中でも、営む事業の性質上収益の変動が少ないことから特に信用力の高いものと考えられている発行体（電力会社等）、及び海外 IR 活動に注力している発行体に限られているところ、恒久化の暁には、海外投資家としても我が国で発行される社債等への投資に対する調査及び分析に係る体制を充実させ、これまで投資がなされていなかった銘柄への投資が行われることが見込まれるため、妥当である。</p>
税負担軽減措置等の適用実績	<p>平成 22 年度（推計） ▲8 億円 平成 23 年度（推計） ▲33 億円 平成 24 年度（推計） ▲26 億円</p> <p>ただし、元本残高については、平成 24 年度は 6 月 30 日現在、平成 23 年度は 12 月 31 日現在の金額をそれぞれ通年の額として使用し、平成 22 年度は措置の適用初年度であり適用対象が段階的に急増していることから、各月末の残高を合計し 12 で除した金額を使用した。それに乗すべき利率は、本措置導入後に到来した、一の暦年の最初から最後まで本措置の適用のあった最初の暦年である平成 23 年につき、同年 12 月 31 日現在において残高の存在した各銘柄の発行時利率を、各銘柄の残高で加重平均した率を算出し、当該率を全ての年度に使用した。</p>
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>時限的措置ではあるものの、本措置により、振替社債等の海外投資家の保有残高（新株予約権付社債を除く。）は、平成 22 年 6 月 30 日時点ではわずか 560 億円であったのが、同年 12 月 31 日には 6204 億円まで急速に増加し、その後も 5000 億円を上回って推移している。振替新株予約権付社債についても、平成 22 年 12 月 31 日時点での残高が 865 億円であったのを皮切りに、その後 1000 億円を上回って推移している。</p>
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	37—3